

(平成21年12月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 3 日から同年 10 月 31 日まで
(A 事業所)
② 昭和 35 年 11 月 1 日から 38 年 7 月まで
(B 事業所)

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A 事業所と B 事業所に続けて働き、その後再び A 事業所で働いて同事業所の職員になった。厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A 事業所に係る申立期間①について、A 事業所が保管する職員履歴及び複数の同僚の供述により、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できるが、雇用期間及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、申立人と一緒に勤務した同僚は、「自分は昭和 33 年 11 月に採用されたが、厚生年金保険に加入したのは準職員となった 35 年 6 月で、それ以前は日給月給で厚生年金保険に加入していないと思うし、保険料も引かれた覚えはない。同時期に採用された者は 7 人いるが、皆同じ待遇だったと思う。」と供述しているところ、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、7 人のうち 5 人は当該同僚と同日の 35 年 6 月 11 日に厚生年金保険の資格を取得しており、2 人は被保険者記録が無く、資格を取得している他の同僚も、「期間は覚えていないが、採用されてしばらくしてから厚生年金保険に加入した。」と供述していることから、当時、事業主は勤務していた者を採用後すぐに厚生年金保険に加入

させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所に申立期間当時の臨時職員の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、「保存期間満了に伴い関係書類を廃棄しているため不明。」との回答を得ている。

加えて、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いほか、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 B事業所に係る申立期間②について、複数の同僚の供述により、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、雇用期間及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、申立人が一緒に勤務したとする同僚4人に照会したところ、1人は2年間勤務したと述べているが、申立事業所における厚生年金保険の加入記録が無く、他の3人も採用時期と厚生年金保険の資格取得の時期が異なっており、採用から資格取得までの期間が、短い者で1年8か月、長い者で5年以上かかったと述べていることから、当時の事業主は勤務していた者を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、B事業所に申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、「厚生年金保険の加入や保険料控除の有無は、当時の記録が残っていないため詳細は不明である。」との回答を得ている。

加えて、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 10 日から 9 年 1 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
A事業所に平成 5 年 10 月からアルバイトとして勤務していたが、6 年 4 月から正社員となり、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、A事業所において、平成 6 年 6 月 1 日から 7 年 7 月 15 日までの期間及び 7 年 9 月 25 日から 12 年 2 月 29 日までの期間となっており、申立期間の一部の期間を除き勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A事業所は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、「当時の資料は廃棄しており、厚生年金保険の届出に関する資料は無い。」との回答を得ているほか、同社は厚生年金基金に加入しているが、申立人の加入記録は、平成 9 年 2 月 1 日資格取得、12 年 3 月 1 日資格喪失となっており、社会保険庁の記録と一致している。

また、当時の複数の同僚に照会したところ、「入社と同時に厚生年金保険に加入した。」との供述を得ていることから、当該事業所は、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえるものの、他の同僚によると、「申立人は、厚生年金保険に加入すると給与の手取りが減るということで、加入していなかった時期があったようである。」との供述を得ている。

さらに、B町役場に保管されている平成 7 年分及び 8 年分給与支払報告書（個人別明細書）によると、社会保険料等の控除額がそれぞれ確認できるもの

の、これらは当時の厚生年金保険料等の個人負担額に比べて著しく低額であり、同報告書の同控除額は雇用保険料の額と推測される。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間において、国民年金の被保険者となっており、申立期間のうち平成6年4月から7年3月までの期間については、当該保険料の納付を免除されていた期間となっていることが確認できるほか、雇用保険受給資格者証の記録によると、申立人は申立期間中の平成7年8月7日から同年9月24日までの49日分について、雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

なお、申立人は、平成13年ころ、社会保険事務所で社会保険の加入について相談した際に、同事務所に給与明細書を提出したと供述しているが、同事務所に照会したところ、「相談記録等は既に保存期限を経過しているため相談内容は不明であるが、仮に給与明細書の提出があった場合は、原本は複写後に必ず返却している。」としており、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は確認できない。

このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

釧路厚生年金 事案 260 (事案 60 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 21 日から 37 年 5 月 1 日まで
(A 事業所)
② 昭和 52 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
(B 事業所)
③ 平成 16 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
(C 事業所)

A 事業所については、一度申し立てたものの年金記録の訂正は必要でないとされたが、その後、事務を担当していた事業主の配偶者の名前を思い出したので再調査してほしい。

また、B 事業所は昭和 52 年 9 月中に、また、C 事業所は平成 16 年 9 月中に退職したが、同月分の厚生年金保険料をそれぞれの事業所に支払った記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A 事業所に係る申立期間①について、社会保険事務所の記録から、A 事業所は昭和 36 年 4 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人がその後に勤務した同系列の会社である D 事業所は 37 年 5 月 1 日に同保険の適用事業所となっていることから、申立期間当時は両事業所とも同保険の適用事業所とはなっていないほか、社会保険事務所の記録によると、申立人を含め 10 人が、昭和 36 年 4 月 21 日に A 事業所で厚生年金保険の資格を喪失後、37 年 5 月 1 日に D 事業所で資格を取得しているが、10 人とも申立期間中の厚生年金保険への加入記録が無い上、当時の事業主も既に死亡していることから供述等も得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、既に当委員会の決定に基づく

平成 20 年 7 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、新たに申立期間当時に A 事業所で事務を担当していたとする事業主の配偶者の名前を挙げているが、この事業主の配偶者に照会したところ、「私は申立期間当時において同社に勤務しておらず、申立人の当時の勤務状況、厚生年金保険料の控除については不明である。」との供述を得ており、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 B 事業所に係る申立期間②について、申立人は、「昭和 52 年 9 月途中で退職した。」と供述しているところ、申立人の雇用保険の記録によると、同社の離職日は 52 年 9 月 20 日となっていることが確認できる。

また、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされていることから、同年 9 月については、同社における厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

なお、B 事業所が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は昭和 52 年 9 月 30 日と記載されており、社会保険事務所の被保険者記録と一致していることが確認できる。

- 3 C 事業所に係る申立期間③について、申立人は、「平成 16 年 9 月末日までは勤務していなかった。」と供述しているところ、雇用保険の記録によると、同社の離職日は 16 年 9 月 29 日となっていることが確認でき、申立期間②同様、同年 9 月については、同社における厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

なお、C 事業所が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、資格喪失日は平成 16 年 9 月 30 日とされており、社会保険事務所の被保険者記録と一致するほか、備考欄には「9 月 29 日退職」と記載されている上、同社が保管していた申立人の賃金台帳によると、同年 9 月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

- 4 申立期間②及び③について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③について、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。